新型コロナウイルス(オミクロン株)に関わる出席停止期間について

1月19日に文部科学省から発出された「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について」において、学校でも濃厚接触者の待機期間が14日から10日に変更されました。保護者の皆様にもご承知いただければと思います。また、この機会に、過日配付した通知と重なるところもありますが、コロナ関係の出席停止について、まとめておきます。

1 新型コロナウイルス感染者 自宅療養待機(出席停止)期間

① 有症状者の場合 10日間(かつ3日間)

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快(発熱や咳などの主症状が消失)後72時間経過した場合。(発熱症状は、解熱剤を使用せずに72時間以上熱がない状態。解熱剤を飲み続けていての発熱がないは症状消失にならない)

② 無症状病原体保有者の場合 10日間

検体採取日から10日間経過した場合。

厚生労働省ホームページより

2 濃厚接触者の待機(出席停止)期間 10日間

(前略) オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、 14日から10日に短くする。

文部科学省 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について より

3 本人や家族等に風邪症状がある場合の出席停止措置 症状がなくなるまで

新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときに、 出席停止の措置を取ります。感染がまん延している地域(レベル2や3の感染状況の段階である地域)においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります。 文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル より

4 ワクチン接種及び副反応による出席停止措置

① 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、(中略)、指導要録上 「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること も可能です。

② 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健 安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができます。

> 文部科学省 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施する ことについての考え方及び留意点等について より

学校通信 No.45 の表面では、過日行われた書きぞめ大会の入賞者を紹介させていただきました。入賞者の氏名が記載されているため、ホームページへの掲載は行わないこととしました。

「新型コロナウイルス(オミクロン株)に関わる出席停止期間について」は、No.45 の裏面に掲載したものです。